

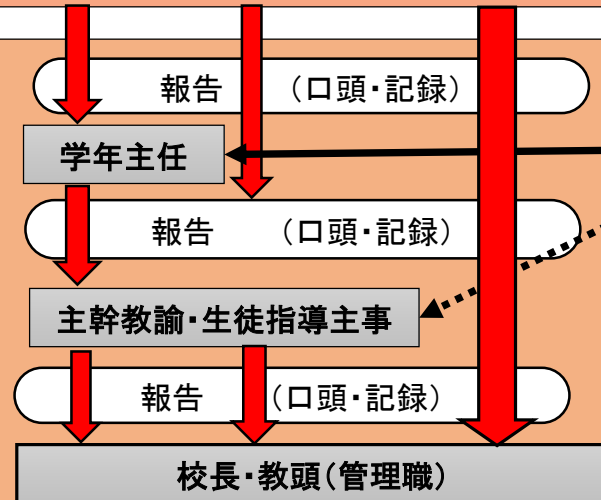
①発見

担任・学年主任・教科担任・クラブ担当・
養護教諭・生徒指導主事・教育相談 等

- いじめの現場を発見
 - 本人や他の児童からいじめの相談
 - いじめアンケート・日記・連絡帳よる本人の訴え
 - 本人の保護者から訴え
 - 他の児童の保護者からの情報提供
 - 地域や公民館などの人からの情報提供
 - 上記以外からの情報提供
- ※手紙、連絡帳等のコピーを残す

被害児童・知らせてきた児童の安全確保

②報告・共有



記録にて報告

③聞き取り

生徒指導主事が中心となり、
複数の職員で分担して対応

- 〈職員の児童への事情聴取を指示〉
生徒指導主事・主幹教諭
- 〈いじめ事案の背景調査〉
生徒指導主事・教育相談・学年主任・担任
- 〈情報を集約〉
生徒指導主事・学年主任
- 関係者から、個々に話を聞く。
 - できる限り多くの情報を得る。
 - 聞き取り内容
(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。
- 【聞き取りの際の注意事項】
- ・5W1Hで時系列に聞き取る。
 - ・児童が安心して話せる人や場所、プライバシーに配慮。2名1組を原則 人数不足の場合は児童の別室待機も考慮
 - ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。食い違いは繰り返して丁寧に確認する。
 - ・内容は必ずメモのコピーで確認する。
 - ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

招集

状況に応じて
第一報

状況に応じて
第二報

④組織対応「学校いじめ未然防止・対策委員会」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成…事案の状況により、対応者の決定
担任・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・教頭等

■メンバー…校長、教頭、主幹教諭、教務主任、
生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談、養護教諭等

■初期の組織対応
(1)情報の整理と共有…いじめの態様・聞き取り状況・いじめの構図
(2)対応方針の決定…本人のケア・関係者への指導 等

〈保護者への説明および連携〉
担任・学年主任・生徒指導主事・教育相談・教頭

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・学校相談員
- ・弁護士
- ・医師
- ・警察官経験者 等

適宜連絡

連携

報告

指導

相談

支援

報告

共通理解

加害児童および被害児童の保護者

可児市教育委員会

警察
子ども相談センター

職員会議

⑤いじめ解消に向けた指導

いじめを受けた児童

【心に寄り添う声かけ】

- ・今後の不安を取り除き、安心して生活できるように全職員で見守ることを約束する。
- ・心配なことがあればいつでも相談できる体制づくりを約束する。

いじめた児童

【ともによりよく生きるための生き方を 目指す指導】

- ・本人に対して、その後、いじめを受けた児童との関係で心配なことはないかを確認する。
- ・周りの児童、保護者に対して、本人の様子で気にならないかを確認する。

報告
指導

校長・教頭
(管理職)

謝罪の場の位置づけ

保護者への連絡

保護者への連絡

いじめを受けた児童の保護者

【事実及び指導の経過の報告】

【校内で発生したことのお詫び】

- ・今後、本人が安心して生活できるように全職員で見守ることを約束する。
- ・心配なことがあればいつでも相談できる体制づくりを約束する。
- ※状況に応じて家庭訪問、懇談を行う。

いじめた児童の保護者

【事実及び指導経過の報告、家庭と学校が協力して見守り育てていくことの確認】

- ・二度とこうした行為を繰り返さないよう家でも指導・見届けをしていただくよう依頼する。
- ・学校も今後の本人の努力を見守ることを約束し、学校は決して見捨てないという姿勢を示す。
- ・児童・保護者の間で今後、遺恨を生じさせることなく健全な関係が育めるよう支援する。
- ※いじめを受けた方への謝罪を勧奨する。
- ※状況に応じて来校を依頼し、今後の指導の方向について懇談を依頼する。

報告

市教育委員会
関係機関

情報共有・対応の確認

⑥指導後の経過観察・見守り・情報交換

職員会議・打ち合わせ

【再発の有無、よりよい人間関係づくりの様子】

関係児童の普段の様子を見守る(担任、学主、生指 等)

いじめを受けた児童・保護者

【継続的な見守り・相談】

- ・本人に対して、その後、いじめを受けた児童との関係で心配なことはないかを確認する。
- ・周りの児童、保護者に対して、本人の様子で気にならないかを確認する。

いじめた児童・保護者

【継続的な見守り・相談】

- ・本人に対して、努力を積み重ねる約束ができていのかどうかを確認、僅かであっても努力を認め、褒める。
- ・周りの児童、保護者に対して、本人の様子で気にならないかを確認する。

観察
指導
支援

報告

聞き取り

報告
指導

校長・教頭(管理職)
指導後、指導経過の把握 認め、励まし

市教育委員会
外部機関
経過報告及び
指導・助言を受ける

- ・指導記録の保管
- ・学校いじめ防止と対策推進会議での報告・協議
- ・学校評議員会、必要に応じてPTA役員会での報告
- ・次年度への引継ぎの確認

3カ月の経過観察の後いじめ解消を認定

報告

市教育委員会
外部機関